

役員等の報酬に関する規程

社会福祉法人太陽福社会 役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 太陽福社会（以下、「法人」という）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下、「役員等」とする）、評議員選任・解任委員、第三者委員の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等、評議員選任・解任委員、第三者委員には勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 役員等については、業務に応じた報酬を支給する。
- (2) 評議員選任・解任委員、第三者委員については報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に費用を弁償する。

(役員等の報酬の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1の定める額
- (2) 役員等が職務のため出張をしたときは「旅費に関する規則」を適用し、旅費（交通費、日当、宿泊費）を支給する。

(役員報酬の総額)

第4条 役員の報酬は、1人当たりの各年度の総額が、理事・監事の場合は10万円を、評議員の場合は3万円を、理事長の場合は800万円をそれぞれ超えない範囲で支給する。

(費用弁償)

第5条 評議員選任・解任委員、第三者委員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合は、1日につき費用弁償として日当5千円を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 理事長の報酬の支給方法、支給日については、法人職員の給与等に関する規程の例による。

2 理事長を除く役員等及び評議員選任・解任委員、第三者委員に対する報酬は、業務に従

事した都度、支給する。

3 報酬等は法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は理事長が理事会の決議を経て、別に定めるところとする。

別表1 (役員等の報酬)

評議員 理事 監事	会議への出席、その他、法人・施設業務に従事したとき
	一日の報酬額 10,000円
	半日以下の報酬額 5,000円

附則

この規程は、平成15年4月1日より施行し平成14年4月1日に遡及し適用する。

第2条の規程は、平成15年10月27日から施行し平成15年10月分より適用する。

この規程は、平成27年4月1日に改正・施行する。

この規程は、平成29年4月1日に改正・施行する。

この規程は、令和2年9月1日に改正・施行する。